

建設工事等に関する電子契約の導入について

高山市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務について、令和5年10月1日以降の入札公告若しくは指名通知する案件より、電子契約を導入します。

◆電子契約について

電子契約とは、契約内容を記した電子データをインターネット上で交換し、改ざんできないように処理されたデータを保管しておく契約方式です。これまで受注者の方々が貼っていた収入印紙が不要になることや、契約書を取り交わすための押印、市役所の往復といった手間がなくなるなどのメリットがあります。このようなメリットを踏まえ、高山市ではDX推進の一環として電子契約を導入します。

◆電子契約の対象

○競争入札に付す建設工事（予定価格が200万円を超える工事） (R7.4.1より130万円→200万円)

※建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、森林整備業務

○競争入札に付す建設コンサルタント業務（予定価格が100万円を超える業務） (R7.4.1より50万円→100万円)

※建設コンサルタント業務

測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務、工事監理業務

◆その他

電子契約導入について説明会を実施します。日時・実施方法等は別途高山市HPで案内します。

※当面の間「本庁入札案件」のみを対象として実施します。(R7.10.1より支所入札案件も対象となります)

◆電子契約の方法

「電子契約」の対象案件となっているもので電子契約を希望する場合^{注1}は、落札決定後HPにある「電子契約実施要領」別記様式（第7条関係）^{注2}を、必要事項記載の上、『keiyaku@city.takayama.lg.jp』に送付してください。

注1：電子契約を希望しない場合は、これまでと同様の方法で紙による契約書の取り交わしを行います。

注2：建設業法施行令第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とするものであり契約の都度必要となります。

◆電子契約における注意点

- ・電子契約を行った場合は、紙の契約書は作成しません。
- ・電子契約を行う場合、システム提供者から電子メールによる通知があるため「support@cloudsign.jp」の受信が可能なよう電子契約に使用するPCでの設定をお願いします。尚、タブレット端末には対応していませんのでご注意ください。

※お使いのPCにおけるOS等環境設定の確認については『クラウドサイン>>よくある質問>>クラウドサインについて>>クラウドサインの推奨環境を教えてください』をご確認ください。

URL:<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393>